

## 税のお知らせ

【家屋を取り壊したときは届出が必要です】

住宅や倉庫などの家屋の全部または一部を取り壊したときは、手続き(届出)が必要です。

固定資産税は、毎年1

月1日現在の状況で課税されますので、家屋を取り壊した翌年度から課税されなくなります。

## 未登記家屋を壊した場合

「家屋滅失届」を提出して下さい。忘れてしまふと、取り壊した家屋分を課税してしまふ場合があります。また、売買等により所有者が異動した場合は、「未登記家屋名義変更届」を提出してください。

## 登記家屋を壊した場合

登記済家屋を取り壊したときは、法務局で「滅失登記」をしてください。登記されている不動産は、登記簿上の所有者に課税する事になりますので、売買等によ

り所有者が異動した場合は、速やかに所有権移転登記を行ってください。

※法務局に登記されるる家屋は、滅失登記をしない限り残つたままとなりますのでご注意ください。

対応いたします。  
秘密は厳守されます  
で、この機会にぜひご相談、ご利用ください。

弁護士が身近にいないため法律問題のアドバイスが受けられず、貰えるものが貰えなかつたり、払わなくていいものを払つてしまつたりするなど、守られるべき権利が守られていない事態が起きないよう、町内で無料法律相談を開催します。

■申込先 税務住民課 住民生活係  
☆4-2511内線112  
■申込先 共 催 下川町  
旭川弁護士会  
西田 真理子 弁護士  
■相談担当 西田 真理子 弁護士  
■場所 公民館3階A会議室  
■日 時 11月27日(月)  
13時15分～17時5分  
■開催日時 11月14日(火)  
①午前10時  
②午前11時  
午前10時50分  
午前11時50分  
の2回  
■開催場所 総合福祉センター  
「ハピネス」  
■申込期限 開催日前日の午後3時  
■その他 相談開始時間確認等のため、センターにより電話連絡することがあります。

■お問い合わせ 税務住民課 税務係  
☆4-2511内線114  
旭川地方法務局名寄支局  
☎01654-2-2349

※相談は、お一人様、30分とさせていただきます。相談に際しては、予約のみとさせていただきますので、事前の申し込みをお願いいたします。希望時間に添えないこともありますので、ご了承ください。

分とさせていただきます。相談に際しては、予約のみとさせていただきますので、事前の申し込みをお願いいたします。

生活や仕事などに関する悩みごと、困りごとなどについてご相談ください。【要事前予約】

生活・仕事相談会を開催します

までに電話、FAX、メールで予約してください。

## 運転免許証更新時講習(11月6日から12月7日まで)

### 駅前交流プラザよろーな会場

- 違反運転者講習(2時間)  
11月20日(月)午後7時
- 初回更新者講習(2時間)  
11月16日(木)午後2時
- 一般運転者講習(1時間)  
11月9日(木)午後2時  
11月16日(木)午後5時30分  
12月7日(木)午後2時
- 優良運転者講習(30分)  
11月9日(木)午後1時  
11月20日(月)午後6時  
12月7日(木)午後1時

### 下川交通防犯センター会場

- 優良運転者講習(30分)  
11月6日(月)午後1時

■申込先・実施主体  
自立相談支援事業所「かみかわ生活あんしんセンター」  
旭川市豊岡1条2丁目  
1-16  
FAX 0166-33-10021  
メールアドレス  
anshin@kamikawa19.hokkaido.jp

■相談料 無料